

名張市告示第119号

名張市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年8月30日

名張市長 亀井 利克



名張市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

名張市移住支援金交付要綱（令和2年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1号及び第2号」を「第1号及び第2号から第4号までのいずれか」に、「第1号から第3号まで」を「第1号及び第5号並びに第2号から第4号までのいずれか」に、「のいずれにも該当する者と」を「に該当する者と」に改め、同条第1号ア（ア）に次の後段を加える。

この場合において、東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、東京都の特別区に所在する大学等へ通学し、東京都の特別区に所在する勤務地において就職した者については、その通学の期間をこの（ア）前段に規定する転入前における要件としての対象期間とすることができる。

第3条第1号イ中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第3条第2号を次のように改める。

（2）就業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 内閣府が行うプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの

（ア）勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

（イ）1週間当たりの勤務時間が20時間以上であり、期間の定めのない労働契約に基づいて就業し、かつ、移住支援金の申請をする日において連続して3月以上在籍していること。

（ウ）当該就業先において、移住支援金の申請をする日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。

（オ）目的達成後の解散を前提した個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ アに掲げる者以外の者であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの

（ア）新しい勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

（イ）就業した法人が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人を掲載している法人であること。

（ウ）配偶者又は3親等以内の親族が就業した法人の代表者、取締役その他当該法人の経

営を担う職務を務めている者でないこと。

(エ) 1週間当たりの勤務時間が20時間以上であり、期間の定めのない労働契約に基づいて就業し、かつ、移住支援金の申請をする日において当該法人に連続して3月以上在職していること。

(オ) (イ)に規定する求人へ応募した日が、マッチングサイトに当該求人が掲載された日以後であること。

(カ) 就業した法人に、移住支援金の交付の申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

第3条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) テレワークに関する要件として、次に掲げる全ての要件に該当する者であること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市へ移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での勤務等を継続していること。

イ 内閣府が行う地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない者であること。

(4) 本市がこの事業の対象として特に認める要件として、本市若しくは三重県が単独で、又は本市が三重県と共同して実施する移住及び関係人口（本市又は本市の人々と関わりを有する者をいう。以下この号において同じ。）の創出に関する事業で市長が認めるものへの参加の実績を有する者であって、関係人口として市長が認めるものであること。

第5条中「就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）」を「就業証明書（移住支援金の申請用）（第3条第2号に該当する就業にあつては様式第3号、同条第3号に該当する就業にあつては様式第3号の2）」に、「第3条各号」を「同条各号」に改める。

第8条第3号中「移住支援金」を「第3条第2号の要件に該当する者が同号における移住支援金」に、「マッチングサイトを利用して」を「当該事業において」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

名張市長 宛て

年 月 日

名張市移住支援金交付申請書

名張市移住支援金交付要綱（令和2年名張市告示第8号。以下、単に「要綱」といいます。）の規定に同意し、要綱第5条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は、含まない。）	人
-------	--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------	----------------------------------	---

3 転入前の住所

住所	〒
----	---

4 交付対象者の要件区分（該当する欄に○を付けてください。）

就業に関する要件 （要綱第3条第2号）	<input type="checkbox"/>	プロフェッショナル人材事業
	<input type="checkbox"/>	先導的マッチング事業
	<input type="checkbox"/>	マッチングサイト掲載求人の場合
テレワークに関する要件（要綱第3条第3号）	<input type="checkbox"/>	
本市が特に認める要件（関係人口）（要綱第3条第4号）	<input type="checkbox"/>	

（裏面へ続く）

- 5 東京都の特別区への在勤履歴（要綱第3条第1号ア（ア）に該当する場合）  
 ※転入する直前の10年のうち、通算5年以上の在勤（在学）履歴を記載

期間 (年月日～年月日)	事業所（大学等）の名称	所在地
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒

- 6 移住後の生活状況（テレワークに関する要件（要綱第3条第3号）に該当する場合のみ）

勤務先	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他（ ）

- 7 移住支援金交付申請額（※申請する金額に○を付けてください。）

金	60万円	100万円
---	------	-------

- 8 添付書類（※次の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

- ①名張市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- ②本人確認書類  
 （写真付き身分証明書の写し 例：運転免許証、個人番号カード、パスポートなど）
- ③転入する直前10年のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、転出元の住民票の除票の写し等）  
 ※世帯の場合は、転出元（本市への転入前）において同一世帯であったことが確認できること。
- ④転入する直前10年のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類  
 （※以下の書類）
- 【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
- ④-1 転出元で就業していた企業等の退職証明書等
- ④-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
- 【法人経営者又は個人事業主であった者】
- ④-3 開業届出済証明書その他転出元での事業所所在地を確認できる書類
- ④-4 個人事業等の納税証明書その他転出元での事業所開設期間を確認できる書類
- 【東京圏から東京都の特別区内の大学等に通学し、東京都の特別区内の企業等へ就職した者】
- ④-5 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ⑤【就業に関する要件（要綱第3条第2号）の場合】就業先が交付した就業証明書（様式第3号）
- ⑥【テレワークに関する要件（要綱第3条第3号）の場合】就業先が交付した就業証明書（様式第3号の2）
- ⑦【本事業における関係人口に関する要件（要綱第3条第4号）の場合】本市若しくは三重県が単独で、又は本市が三重県と共同して実施する移住・関係人口創出に関する事業への参加を確認できる書類（参加証明等）

様式第2号中「移住支援金の申請日から1年以内にマッチングサイトを利用して」を「名張市移住支援金交付要綱第3条第2号の要件に該当する者が同号における移住支援金の交付の申請をした日から1年以内に当該事業において」に改め、「㊦」を削る。

様式第3号を次のように改める。

名張市長 宛て

所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 <small>※マッチングサイト掲載求人の場合のみ</small>	<input type="checkbox"/> 配偶者又は3親等以内の親族に該当しない。
マッチングサイト 求人管理番号 <small>※マッチングサイト掲載求人の場合のみ</small>	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	<input type="checkbox"/> 目的達成後に離職することが前提ではない。 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

様式第3号の次に次の1様式を加える。

名張市長 宛て

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	〒
勤務者住所 （移住後）	〒
勤務先の 所在地	〒
勤務先 電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
テレワーク 交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない。



様式第4号中「申請日から1年以内にマッチングサイトを利用して」を「名張市移住支援金交付要綱第3条第2号の要件に該当する者が同号における移住支援金の交付の申請日から1年以内に当該事業において」に、「地域活性化型（地方移住支援）」を「地方移住支援型」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の名張市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に本市に転入した者に適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。